

国民年金

問合せ 市民課高齢医療・年金係 ☎ 140
 青梅年金事務所 ☎ 0428-30-3410

国民年金保険料の免除・納付猶予

国民年金には、所得が一定以下の方の保険料を免除、または納付を猶予する制度があります。
 令和5年7月分～令和6年6月分の免除・納付猶予の申請は、7月3日(月)から受け付けます。
 免除申請時点の2年1か月前の月分までさかのぼって申請ができて

ます。詳しくは、問い合わせください。
申請に必要なもの(窓口申請用)
 年金手帳、基礎年金番号通知書
 ※前年の所得をもとに日本年金機構による審査があります。所得が未申告の場合は、事前に申告してください。

※退職した方は雇用保険被保険者離職票などが必要な場合があります。
 ☆スマートフォンやパソコンとマイナンバーカードで、マイナポータルを利用しての電子申請も可能になりました。詳しくは、年金事務所に問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症における在宅要介護者等支援事業

■新型コロナで介護者が不在になってしまうときに

市には、高齢の方や障害のある方を在宅で介護している家族などが新型コロナウイルス感染症にかかり、介護者が不在になってしまう場合に支援する制度があります。
 ほかの家族や知人などの支援もなく、在宅要介護者が1人で取り残されてしまう場合は、至急、高齢福祉介護課または障害福祉課に連絡してください。

対象 在宅の要介護高齢者・障害者
支援内容 PCRなどの検査支援およびヘルパー派遣
実施期間 令和6年3月31日(日)まで
 ※詳しくは市公式サイトを確認してください。

問合せ 高齢福祉介護課介護保険係 ☎ 142 / 障害福祉課障害者支援係 ☎ 185



新型コロナウイルス感染症に係る国保税の減免が終了します

新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免は、5類感染症への移行に伴い、令和4年度相当分まで終了しました。
 やむを得ない事情などで未申請となっている令和4年度相当分以前の新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免については、市公式サイトをご覧ください。

問合せ 市民課保険係 ☎ 125

過去のテレビはむらの番組を、YouTubeで見ることができます！



開局 30 周年！貴重な映像を順次アップしています。
 平成～令和の羽村の歴史を映像で振り返ってみませんか。
 懐かしいあの人やあなたが映っているかもしれませんよ♪

問合せ 秘書広報課広報・シティプロモーション係 ☎ 505

テレビはむらアーカイブ



▲ YouTube
 羽村市公式
 動画チャンネル

新型コロナウイルスのワクチン接種

新型コロナワクチン「令和5年秋開始接種」

64歳以下は予診票の発行に申請が必要です

9月から、初回接種を受けた5歳以上の全ての方を対象とした新型コロナワクチン「令和5年秋開始接種」が始まります。

64歳以下の方は努力義務が課されていないことから、接種券一体型予診票の一律発行は行いません。接種を希望する方のみインターネットまたはコールセンターに電話で申請してください。

申請方法

①インターネットから申請
 市公式サイト上の専用フォームに必要事項を入力して送信



②電話で申請

羽村市コロナワクチンコールセンターに電話し「令和5年秋開始接種希望」と伝える

※申請者には8月以降、順次接種券一体型予診票を送付します。接種券一体型予診票が届いたら予約の上、接種を受けてください。

※「令和5年秋開始接種」の対象者は、今後変更となる可能性があります。申請いただいても、対象外となった方には接種券は発行できません。

※65歳以上で「令和5年春開始接種」を受けた方は自動的に接種券一体型予診票が届くため、申請の必要はありません。

※接種会場など「令和5年秋開始接種」について詳しくは、決まり次第、広報はむらと市公式サイトでお知らせします。

問合せ 羽村市コロナワクチンコールセンター

☎ 0570-030207

受付：午前9時～午後5時(日曜日、祝日を除く)



ポイ捨て禁止！市内全域でマナーアップ

問合せ 環境保全課 ☎ 226

市では「羽村市ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の禁止並びに路上喫煙の制限に関する条例」を定め、健康で安心して暮らせるまちを実現するために取り組んでいます。
 みんなでマナーを守り、健康で安心して生活できる羽村をつくりましょう。

禁止事項

市内全域
 ○ごみやタバコの吸い殻のポイ捨て

○飼い犬のふんの放置

路上喫煙禁止地区

○禁止地区内の路上での喫煙

○指定喫煙場所(地図中★)でのみ喫煙することができます。

※窓を閉め切った車内での喫煙は、禁止行為から除外されています。

制限事項

路上喫煙禁止地区以外で、路上喫煙をする場合は、次のことを守ってください。
 ○周囲に迷惑または危険を及ぼさない。
 ○吸殻入れが設置されていない場所では、携帯用吸殻入れなどを使用する。

※「加熱式たばこ」は、接触被害の恐れがないことから直ちに違反とはなりません。路上喫煙禁止地区内では指定喫煙場所を利用するなど、周囲への配慮をお願いします。

路上喫煙禁止地区と喫煙場所



状況により、施設が休館したり、事業などが変更・延期・中止になる場合があります。最新情報は、市公式サイト・各施設のウェブサイトで確認してください。

特に記載がない場合の受付時間は土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前8時30分～午後5時です。申込みの記載がない場合は直接会場へ。費用の記載がない場合は無料です。